

国境を越えて旅行する場合は、旅券を携行して下さい。

- ・ 旅券（パスポート）は、日本以外の国において、その国の当局に、貴方の国籍を証明する日本政府発行の唯一の書類です。その国の当局に旅券の提示を求められたら、掲示して国籍を示す必要があります。
- ・ よってスロベニアから出る、スロベニアに入る、スロベニアを一時通過する邦人の方々は、旅行者、EU域内・域外滞在者、シェンゲン域内・域外滞在者にかかわらず、国境を越えて旅行する場合は必ず旅券を携行して下さい。
(※その他の身分証明書等は旅券の代わりとなりませんので、ご注意ください。)
- ・ EU・シェンゲン協定参加国の国民は、他のシェンゲン協定国に渡航する際、EUの規定によりEU市民の登録証で旅行ができる様ですが、在留邦人の方々はEU市民ではありませんので、旅券で自分の国籍を証明する必要があります。
- ・ シェンゲン協定参加国間の移動では、空港や国境での出入国審査が廃止されているために、事実上日本人も旅券の審査なく他国へ入国できますが、最近以下の事例も見られ、旅行中、不便な上に罰金も科されることもあるので、必ず旅券を携行して旅行して下さい。

2014年8月の事例

スロベニア外のシェンゲン協定参加国居住の邦人の方が、旅券を持たずに車両にてスロベニアに入国し、続いてクロアチアに越境しようとしていました。スロベニア・クロアチア国境におけるスロベニア側出国審査所で、旅券の提示を求められ、旅券を携行していなかったことから、スロベニアからの出国を拒否され、更に罰金処分を科されました。勿論、クロアチアには行けませんでした。